

新型コロナウイルス対応における富士スカウト章の申請期限延長の適用について

2021年1月24日 施行
ボーイスカウト日本連盟

1. 特別措置の趣旨（目的とねらい）

「Scouting Never Stops」のもと、スカウト活動意欲、とりわけ進歩に対する意欲の低下を防ぎ、進歩の歩みを止めないことを目的として、2020年5月24日に進歩に関する特別措置を施行しました。

日々変更する事態に対して、各隊・地区、各県連盟で柔軟な対応ができるとともに、単に課題を与え、時間つぶしとしての活動を提供するのではなく、困難な状況においてこそスカウトとしての誇りを認識し、また今までとは違った視点で改めてスカウティングの面白さに気づき、困難の先に野外に出て思いっきりキャンプやハイクをしたいという気持ちを育て、今後のスカウティング活性のための絶好の機会になることをねらいとしています。

2. 申請期限延長の適用について

スカウトの進歩に対して適切かつ有効に活用されるよう、「適用の手順」および富士スカウト章取得の取り組みを継続する場合の「活動や登録に関する要件」を下記の通り定めます。県連盟におかれましては、今一度当該延長措置の内容とその目的を確認し、適切かつ柔軟な対応をお願い申し上げます。

当該延長措置は、現高校3年生に相当する年齢のスカウトを対象として、新型コロナウイルス感染拡大以前と同じようなスカウト活動が困難な状況下における進級への取り組みの障害を緩和し、進級意欲の継続と特別措置が施行するまでの間における時間的なロスを取り戻すことを意図したものであります。結果、ベンチャースカウト年代に立てた富士スカウト章取得の目標達成と次のステップ（RS年代の活動）への意欲の向上を目的としています。よって、コロナ禍を理由として、必要以上の進級取得の時間の猶予を与えることや進級章取得のみを目的化するなど、当該延長措置が目的に沿わない形で適用されないようご配慮ください。

なお、但し書き「今後の政府および自治体の措置によるスカウト活動の制限（2020年2月21日以降）を勘案して、さらに延長をすることを検討する」については、現時点ではその延長の必要性を検討せず、「進歩に関する特別措置」の柔軟な適用により、コロナ禍での富士スカウト章取得への取り組みを進めることを優先します。

3. 富士スカウト章の申請期限延長の適用手順

- ① 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現在高校3年生に相当する年齢のスカウトが、2021年4月1日以降日本連盟に対する申請が必要な場合、別添「富士スカウト章の日本連盟への申請期限延長届（以降、延長届）」を所属県連盟コミッショナー宛に提出する。
 - ② 所属県連盟は、「延長届」を県連盟コミッショナーの確認を経て受理し、控えの写しを取った後、速やかに原本を所属団へ返却する。
 - ③ 所属団は、富士スカウト章申請の際、申請書に県連盟の受理を受けた『富士スカウト章の日本連盟への申請期限延長届』を添付する。
- ※ 2021年3月31日現在、富士スカウト章のすべての課題を達成し、細目の認証や県連盟に面接・申請手続き等に時間的な猶予が必要である場合を除き、「4月1日以降、富士スカウト章取得のための活動の継続」を希望するスカウトについては、次に示す要件が必要となります。

4. 活動や登録に関する要件

- ① スカウト本人が4月以降に引き続き富士スカウト取得に取り組む意思があり、期限内に取得可能な計画を立てていること。
- ※ 「延長届」の所属県連盟の受理に際しては、取得の計画の実行性を受理の条件としません。ただし、必要に応じたアドバイスを止めるものではありません。
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動に支障があり、富士スカウト章取得のため活動期間の延長が必要と判断できること。
- ※ 本人の都合（留学、傷病、家庭の都合等）等、新型コロナウイルス感染拡大以外の影響による延長は認められません。
- ③ 所属県連盟による面接及び富士スカウト章の課題達成の認証がされるまで、ローバースカウトとしての活動（大学RSなどへの従登録やRS年代の行事の参加を含む）および成人指導者としての活動はしないこと。ただし、富士スカウト章のすべての課題達成後、新型コロナウイルス感染拡大等の都合で申請手続きや面接・認証に時間を要する場合はこの限りではない。
- ※ 取得の取り組みはベンチャースカウトとしての活動であることを前提とするため、その間の実質的な所属はベンチャースカウト隊とし、登録上の所属・役務等は便宜的なものとしします。
- ※ 所属団は、スカウトの意思を尊重し、団の都合によりローバースカウトとして活動や成人指導者としての活動を優先させずに、富士スカウト章取得の取り組みに配慮してください。
- ④ 2021年4月1日以降も継続登録していること。
- ※ 2021年3月31日時点と同じ団に引き続き所属していること。ただし、所属団の廃団、合併等および富士スカウト章取得に困難があると認められる特別な事情（指導者の不在等）がある場合はこの限りではありません。
- ※ 進学、就職先の団へ転団や役務の変更や大学ローバースカウトへの従登録が必要な場合は、所属県連盟による面接および富士スカウト章の課題達成の認証の後に、移籍または変更手続きをしてください。ただし、富士スカウト章のすべての課題達成後、新型コロナウイルス感染拡大等の都合で申請手続きや面接・認証に時間を要する場合はこの限りではありません。

5. 特別の措置への留意点（2020年5月内容の再掲）

- ① **柔軟な対応**：スカウトの置かれている環境に合わせ、活動の方法や考査の方法を柔軟に設定する。野外での実施や対面での実施が必要なものは後日の挑戦を前提に承認し、進歩を進める。
- ② **活動を通しての進歩**：単に課題を出すのではなく、進級課目に興味を抱き、制限された環境下でできる活動の実行を伴った進歩への取り組み（プログラム）を提供する。
- ③ **パトロールシステムの活用**：活動の制限、スカウト環境、地域状況に合わせ、可能な限り部門に合わせたパトロールシステムを活用して進歩を進める。
- ④ **基準の維持**：スカウトが特別に低い基準で修得したと認識しないよう、課目への挑戦の意義や成果、ちかいとおきての実践等を評価して、困難な状況下で取得したことに対して誇りをもった進歩になるよう最大限の配慮をする。
- ⑤ **特別措置の見直し**：活動の制限の緩和や地域における状況により、順次、特別の考査基準および考査方法を見直し、または、通常の考査基準および考査方法に戻す。

以上